

公募シンポジウム 2

KS2-1 国が進める対策と制度について

奥村 伸人

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 化学物質対策課

労働安全衛生法改正による化学物質のリスクアセスメントの実施の義務化が平成 28 年 6 月 1 日から施行されている。

これまで、重篤な労働災害の原因となった物質やリスクの高い物質に対し厳格な取扱いを求める制度改正を行ってきたが、今般の改正は、事業者が自主的に、多様な化学物質についてリスクを評価し、その結果に応じた措置を講じるという、自主対応型の化学物質管理を促進する制度改正といえることができる。

改正の柱は、労働安全衛生法施行令別表第 9 の安全データシート (SDS) の交付義務対象物質について、ラベル表示義務とリスクアセスメントの実施義務の 2 つが加わったことである。これにより労働者への注意喚起と災害の未然防止を図ろうとするものである。

今回、リスクアセスメントの実施が義務化されるにあたり、その実施方法が労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 7 第 2 項に定められた。一般的に「リスク」の大きさは、その事象の発生可能性と重篤度から評価するとされており、特に健康有害性については、その物質固有の有害性とばく露の程度から評価することができる。このような考え方を踏まえて定められた規定の範囲内において、事業場にあった方法を選ぶことができる。

厚生労働省では、事業者の取組みに資するよう、いくつかのリスクアセスメントの方法を例示している。

1) コントロール・バンディング

コントロールバンディングは、ILO が発展途上国の中小企業を対象として開発したもので、作業場における化学物質に対する防護対策の概要が示され、簡便さに重点が置かれたものとなっている。コントロールバンディングでは、換気条件、作業時間、保護具の着用条件などの因子を入力する必要がなく、専門的な知識がなくてもリスクアセスメントを行うことができる。その反面かなり安全側に評価される傾向がある。選択されてくる対策シートを確認して、現在の作業条件やリスク低減対策が有効であるかを検討・確認することでリスクアセスメントを行うものである。

改正法令は規模・業種によらず全ての事業者に適用

されるものであることを踏まえ、化学物質管理の経験の乏しい事業者においても利用可能な方法としてまずこのコントロール・バンディング法が推奨されている。2) 有害性の程度とばく露の程度をあらかじめ尺度化した表による方法

コントロール・バンディングに、換気条件、作業時間等を加味した改良型となる。

3) ばく露推定モデルを活用した定量的評価法

モデルの一つである ECETOC-TRA (欧州化学物質生態毒性・毒性センターのリスク評価ツール) は、化学物質の物理化学的性状、作業工程 (プロセスカテゴリー)、作業時間、換気条件などを入力することによって、算出される推定ばく露濃度をばく露限界値と比較して評価することができる。

4) 実測法

実際の気中濃度を測定する方法はもっとも推奨される方法である。作業環境測定と個人ばく露測定は、制度的又は学術的に確立した方法であり、信頼性も高いが、専門的知識と費用など取入れへのハードルもやや高い。リスクアセスメントに当たっては、検知管などの簡易な測定法も有効に活用できる。

このほか、化学物質の危険性に着眼した爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツールの提供も行っている。

事業場で選ぶリスクアセスメント手法は、一つに限定する必要はなく、リスクアセスメントの実施体制、取扱い物質の数、有害性のレベル等の状況に応じ、それぞれのリスクアセスメント手法の特徴 (難易度や精度の違い) を総合的に判断して事業者が選択することが可能である。まずは簡易な方法から着手し、その結果を事業場内で検討して、ステップアップしていくことが望まれる。

厚生労働省では、化学物質のリスクアセスメントを実効あるものとしていくため、今後もその趣旨と実施方法等の周知啓発に努めるとともに、取り組みを支援するツールやリスク低減対策の具体例などを作成し、職場のあんぜんサイトなどのホームページで提供することとしている。

略歴

奥村 伸人 (おくむら のぶと)

【学歴】

1984 年 北海道大学工学部土木工学科 卒業

【職歴】

1984 年 労働省採用

2000 年 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課課長補佐

2006 年 労働者健康福祉機構 産業保健部 調査役

2008 年 厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室 副主任衛生専門官

2009 年 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課 調査官

2010 年 厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児介護休業推進室長

2016 年 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

(注) 化学物質に関係のあった部門だけ記載しました。